## 社会資本整備審議会 建築分科会 (第25回)

平成20年9月1日(月)

【事務局】 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。 ○○でございます。事務局を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本日はマスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。カメラ撮りは、事前にお願いしていますように、〇〇より分科会長への諮問書の手交を行うところから主交後のごあいさつ終了までとなっておりますので、よろしくお願いします。

なお、分科会の議事につきましては、プレスを除き一般には非公開となっております。 議事録は、委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することといたした いと存じますので、あらかじめご了承ください。

本日ご出席の委員の皆様方は現時点で14名でございまして、建築分科会委員及び臨時委員総数27名の3分の1以上に達しております。社会資本整備審議会令第9条により、本分科会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここで、新たに委員に任命された皆様をご紹介させていただきます。 <委員紹介省略>

【事務局】 それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたい と思います。

資料を順番に読み上げますが、欠落がございましたら事務局までお申しつけください。 よろしくお願いいたします。資料1、諮問書、中身省略します。資料2、付託書。資料3、 環境のほうの諮問書。資料4、環境の付託書。資料5、「質の高い建築」関係の関係資料。 資料6、「環境」関係の関係資料。資料7、建築環境部会の設置についての案。資料8、建 築物のアスベスト対策について。参考資料としまして、1が関連資料。2が関係部会の委 員の名簿でございます。よろしゅうございますか。

それでは、以後の議事進行につきまして、○○分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 それでは、ご指名によりまして以後の進行を務めさせていただきます。 本日は委員の皆様、大変お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうご ざいます。ただいまから第25回建築分科会を開会させていただきます。

最初の議題は諮問についてでございます。本日は、国土交通大臣より社会資本整備審議

会に対しまして新たなご諮問が2件あると伺っておりますので、まず、事務局から諮問書 及び諮問理由の読み上げをお願いします。

【事務局】 読み上げさせていただきます。資料は資料1及び資料3となります。

社会資本整備審議会

会長 張 富士夫殿

国土交通大臣 谷垣禎一

諮 問

下記の事項について、御意見を承りたい。

記

・安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方について 諮問理由

建築物は、国民生活や社会経済活動の中心的な場であり、また、都市や地域を構成する 重要な要素であることから、その質のありようは、生活の豊かさや社会経済の活力、都市 や地域の魅力に大きな影響を及ぼすこととなる。こうした建築物の重要性を考慮すると、 社会全体としてより安全で質の高い建築物の整備を進め、長期にわたって使用できる建築 ストックを形成し、成熟国家にふさわしい資産として将来世代に継承していくことが強く 求められている。

このため、安全で利便性に優れ、快適な空間が確保されるとともに、科学技術や文化、芸術を振興し、良好な環境の保全、形成を図り、都市や地域の景観に貢献する、質の高い建築物の整備を進めていく必要があるが、こうした要請に建築行政として対応していくためには、次のような課題がある。

第一に、建築基準法をはじめとする最低限の安全、環境等を確保するための基準のみならず、建築関係者はもとより広く国民が共有できる、質の高い建築物の整備に向けた目標、 基本理念や関係者の責務を設定する必要がある。

このためには、建築物が有すべき質の目標の設定、その表示方策、さらには学際・業際ともいうべき幅広い観点からの質の高い建築物の整備を促進する方策を検討する必要がある。

第二に、質の高い建築物の前提となる基本的な性能を確保する上で、最低限の建築基準への法令遵守を徹底していく必要があるが、円滑経済活動を確保しつつ、適正かつ効率的

な法令遵守を徹底するため、建築確認・検査・違反是正といった一連の手続きの実効性を 確保する観点から、建築行政のマネジメント方策を検討する必要がある。

第三に、近年の技術開発の進展や施工技術の普及等により、大規模な超高層住宅・建築物の建設が進められ、また、一部の地域では、こうした建築物が集積する大規模建築物群が出現している。交通施設等と連結する複合市街地が形成されている場合も多く、さらに安全性を高めるための対策が求められるところである。

このため、超高層住宅・建築物については、災害時の避難の円滑やライフラインの確保等の方策を検討する必要がある。また、大規模建築物群として、交通施設等との関係も含め、災害時の連携・調整に関する計画のあり方や、関係者が協力し一体的に取り組むための方策を検討する必要がある。

これが、今回の諮問を行う理由である。

もう1件ございます。資料3でございます。

社会資本整備審議会

会長 張 富士夫殿

国土交通大臣 谷垣禎一

諮 問

下記の事項について、ご意見を承りたい。

記

・中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について 諮問理由

地球温暖化問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、世界全体が危機感を共有して、温室効果ガスの大幅な排出削減に取り組む必要がある。我が国は、

「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して 2050 年までに半減」することを提案しているが、この目標達成のためには、我が国は 2050 年までの長期目標として、現状から 60~80%の削減を行う必要があり、地球温暖化対策の取り組みを抜本的に充実・強化していかなければならない状況にある。

こうした中で、住宅・建築物を利用することによる二酸化炭素排出量は全体の約3分の 1を占めることに加えて、住宅・建築物は一度建築されると長期にわたって使用され、影響をもたらすものであることから、中長期視点に立った地球温暖化対策として、住宅・建 築物における取り組みは極めて重要な役割を担っている。京都議定書の6%削減約束の確 実な達成のため、これまで住宅・建築物においてはエネルギーの使用の合理化に関する法 律の一部改正をはじめとした対策の強化を図ったところであるが、低炭素社会づくりに向 け、さらなる長期的、継続的な取り組みのあり方について検討に着手する必要がある。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、地球上の有限な資源を浪費 し、健全な物質循環を阻害するなど地球環境に大きな負荷を与えており、環境制約等の中 で、循環型社会への転換が求められている今日、生活の基盤であり、都市の主要な構成要 素である住宅・建築物について、長期にわたり使用可能な質の高いものの整備・普及を進 め、環境負荷の低減に貢献する取り組みを推進する必要がある。

このような状況下において、低炭素社会、持続可能な社会の実現に向けて、個人の生活から都市の活動までを視野に入れた中長期的視点に立った環境対策のあり方について検討する必要がある。

これが、諮問を行う理由である。

以上でございます。

【事務局】 それでは、○○より建築分科会長に対しまして諮問書の手交をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

## (諮問書手交)

【分科会長】 ただいま諮問書をいただきました。当該諮問事項につきまして、社会資本整備審議会会長より、ただいまご説明がございました資料2及び4にありますように、当分科会に付託されております。今後、皆様にご審議をお願いします。

ここで、〇〇にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと存じます。副大臣、よろしくお願いします。

【事務局】 皆さん、こんにちは。このたび国土交通副大臣を拝命いたしました〇〇でございます。社会資本整備の担当をしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

分科会長をはじめ委員の皆様におかれましては、平素から国土交通行政の推進に多大な ご協力をいただき、まことにありがとうございます。また、本日はご多忙にもかかわらず ご出席を賜りまして、深く感謝申し上げます。

建築分科会におかれましては、構造計算書偽装問題の再発防止のため、建築物の安全性 確保のための建築行政のあり方について、平成18年2月24日に中間報告を、8月31 日には答申をいただきました。これらを受けまして、建築基準法の改正、建築士法の改正 及び住宅瑕疵担保履行法の制定を行ってきたところでございます。委員の皆様には大変な ご尽力をいただき、ありがとうございました。

さて、本日は、さらに今後の施策についてご審議いただきたく、先ほど2つの諮問をさせていただいたところでございます。

まず、「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方について」でございます。社会全体でより安全で質の高い建築物の整備を進め、長期にわたって使用できるストックを形成し、将来に継承していくことが必要なことは言うまでもございません。このため、第1に、建築基準法で定める最低限の基準を超える質の高い建築物の整備を、目標や理念を広く共有しながら進めていく必要があります。第2に、質の高い建築物の前提となる基本的な性能を担保する上で、建築確認・検査・違反是正といった一連の手続の実効性を確保し、建築物のライフサイクルの各段階で安全が確保されることが必要でございます。第3に、近年、建設が進んでいる超高層住宅・建築物や、こうした大規模な建築物が集積する建築物群について、災害が発生した際の高い安全性の確保が求められているところでございます。こうした点について、建築行政としての基本的なあり方について諮問させていただいたところでございます。

次に、「中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について」でございます。地球温暖化問題に対応するため、温室効果ガスの大幅な削減を目指す必要がありますが、特に住宅・建築物はCO₂排出量の約3分の1を占めることに加え、一度建築されると長期にわたって使用され、影響をもたらすものであることから、中長期的視点から環境対策を講じていく必要がございます。また、住宅・建築物をつくっては壊すことによる資源の消費や産業廃棄物の発生を抑制することを通じて環境への負荷を低減させ、ストック型社会への転換を図る必要がございます。これまでも建築分科会におけるご審議を踏まえ、省エネ法の改正等の対策の強化を図ってきたところでございますが、低炭素社会の実現に向け、環境対策のあり方について諮問させていただいたものでございます。

終わりになりますが、委員の皆様には、これらの諮問についてご審議いただきますよう よろしく申し上げ、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

【分科会長】 ありがとうございました。なお、○○副大臣におかれましては、所用のため、ここで中座されます。お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、事務局から、まず最初の諮問事項「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」について説明をお願いします。

【事務局】 はい。お手元の資料5をごらんいただきたいと思います。

1ページ目は、今回の諮問の全体の構成でございまして、背景、必要性等は、先ほど来、 諮問文あるいはごあいさつの中で述べさせていただいたとおりでございます。

検討事項、大きく3つに分かれております。1つ目が、質の高い建築物の整備方策。質の高い建築物の整備に向けた目標や基本理念、関係者の責務はどうあるべきか。2番目が、建築行政のマネジメント方策。確認の混乱が昨年来ございましたけれども、こういった経済活動を阻害するようなことなく、円滑に、かつ内容としては法令遵守をきちっとやっていくというような一連の手続はどうあるべきか、これが2点目でございます。3点目は、超高層住宅・建築物並びに大規模建築物群が並び建って地下街などでつながっているような大規模建築物群の安全確保方策。とりわけ各建築物、その他の施設の安全計画の横の連携というものはどうあるべきかというような内容でございます。

1ページめくっていただきまして、まず、質の高い建築物の整備方策でございます。建築基準法はあくまでも最低限の基準でございまして、これが建築物の事実上のガイドラインになるということになりますと、最低限を超えた建築物がなかなかできないことになるわけでございますけれども、現状、そういった傾向があるのではないかというようなことで、建築基本法の提案等がなされているところでございます。住宅分野では既に住生活基本計画、それから品質確保法によります性能表示制度、こういったものが整備をされておりますが、非住宅の建築については、省エネ法のエネルギー判断基準でありますとか、バリアフリー法の円滑化、移動円滑化の基準でありますとか、一部の分野でございますけれども、全般的な整理がまだなされていないのではないかというようなことでございまして、こういったことを今後どういうふうに持っていくべきかということで、左下の検討課題にございますように、建築物が有すべき質の目標、基本理念、関係者の責務、建築物の質・性能の表示の仕方、建築学だけではとどまらない分野の健康等々の問題もございますので、学際、それから業際の観点からの取り組みの促進方策、そして何よりも国民が広く共有する目標でなければならないということで、これをどうしていくかというようなことを検討していきたいというのが1点目でございます。

次に2点目、3ページでございますけれども、とはいえ、建築行政により、最低限の安全性あるいは質を確保していくということの重要性がなくなるわけではございません。構

造計算書偽装問題や完了検査を受けない建築物における違反、それから施工ミス、こういったような法令違反も少し減ってはまいっておりますけれども、まだまだ多数発生しているのが現状でございます。さらに、部材とか資材というレベルであると、建築主事が確認の図書ないしは現場で見ていくということが困難な問題が事例としても出ております。昇降機における強度の低い鋼材の使用あるいは防耐火構造の大臣認定の不正取得、こういった問題も発生しているところでございます。さらに、昇降機等における人身事故などの重大な建築物事故も発生しております。一昨年起きました港区内の公共賃貸住宅のエレベーター事故、昨年起きました吹田市内の遊園地のコースターによる事故等々でございます。これらを、円滑な経済活動というのをきちっと一方で確保しつつ、確認・検査、そしてこれで漏れてしまったものの違反是正という一連の手続を実効性を持って確保していくための合理的なシステムの構築が要るのではないかということが問題意識でございます。

これまでの取り組みは、左下の箱にございますように、建築検査を実施する体制強化として建築確認検査機関の民間開放、さらには、構造計画適合性判定という制度を新たに設けたところでございます。また、基準適合を担保するための手続の充実として、中間検査の導入、それから定期報告の内容の統一化・充実ということにも取り組んでまいりました。さらに、通知に基づいて検査等を計画的にやっていただくというようなことも取り組んでまいっております。

そういう取り組みに続いて、これからの検討課題として残るのが、先ほどの背景のところにもございました部材・資材の製造、建築物の設計・施工、維持管理といったライフスタイル各段階における安全確保体制というのを確立していく必要があるんじゃないか。下に事例がございます。それから、事故が不幸にして発生した場合のその内容の迅速・的確な収集と、それを分析して基準への反映をさせていくこと。これは当分科会の下にございます事故・災害対策部会で一定のサイクルを持って既に取り組んでいるところではございますけれども、より一層、こういうものを的確に進めていく必要があると。さらに、必要な技術基準や運用指針の迅速な整備、実務者へのきめ細かい情報提供、こういったものもさらに求められていくと思います。それから、この情報化時代に、いろんなことが行政側で相当大規模な調査をしないとデータ収集がままならないという現状もございまして、現在、行政側で共用できるデータベースをつくっているところでございます。このデータベースの整備とその有効活用のあり方、こういうことにも視野を広げて検討していただきたいというふうに思っております。

3番目、超高層住宅・建築物、大規模建築物群の安全性確保方策でございます。

超高層建築物に係る建築基準法の基準としては、構造強度として、60メーターを超える建築物については、1件ごと大臣認定という形できちっと内容を見ているわけでございますし、また、高さに対する揺れが100分の1以内にというようなことにもなっているところでございます。

また、設備については、エレベーターが震度 6、7の地震に対してかご脱落を防止するということが義務づけられておりますが、実情の取り組みとして、5弱程度の地震で停止すると。あるいは、4程度の場合に最寄り階に着床するというような設計がされております、このあたりについては法令上の基準の明確化はしておりません。また、エレベーター以外の建築設備については、脱落の一定の基準がございますけれども、一番下にございますように、例えば災害時、長期化した場合における電力とか水の確保についての基準はないということも現状でございます。

また、これは、超高層あるいは高層の建築物が、都心等の市街地において複数が地下街あるいは交通施設等でつながった事実上の建築物群が多数出現しているわけでございますけれども、それぞれの建物ごと、施設ごとの防災計画があっても、横の連携・調整というのは、やられていても十分ではないというような問題意識はあるわけでございまして、こういうものについてどういうふうに取り組んでいくかということも重要な課題だというふうに認識をしております。

次の5ページ、6ページは、民間のビルディングの最近のものの防災計画の例でございまして、法令で決められているわけではございませんけれども、一定時間、保安電力を確保するための重油を置いておったり、あるいはループ受電ということでは、もとの電源の信頼性についても確保している。水についても、受水槽容量を多目にとって一定期間分を確保しているとか、あるいは非常時に地下水の利用・活用が可能になるような措置をしているというようなことも計画に盛り込まれております。また、エレベーターについても、非常用エレベーターが運行可能になるような措置がされているということでございますが、これらはいずれも法的な裏づけのあるものではございませんで、それぞれの計画によって取り組まれているということでございまして、このあたりを今後どういうふうに考えていくかというような問題意識でございます。

検討の体制でございますけれども、7ページにございます。現在置かれております基本 制度部会で1項目目、2項目目の検討をしていただきたいというふうに思っております。 また、3番目の項目については、事故・災害対策部会のほうで検討をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【分科会長】 ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問ございましたら、発言をお願いします。

【委員】 こういった質の高い建物をつくろうという施策については、ぜひ国交省として前向きに進めていただきたいと思うんです。我々も、建築を専攻する者としてはいいものを多分供給すると。やはり必要なのは、それに対するインセンティブをどういう形で設けるかというのは、これはシステム的な問題と法的なマネジメントの両面で少し基本部会で検討するなり、少し事務局としてのご提案もいただくと。

それから、この全体の進め方について言えば、先ほど事務局のほうからありましたように、事故のほうでも、私どものほうで、先日のビッグサイトのエレベーターの逆走事故というのも建築物に対する問題点として挙げられたわけですけど、建築物、これからやっぱりいろんなシステムのものができてくると思うので、安全性の確保を図るのは一義的に大事なんですけれども、あまり今後できる新しいものの建設だとか計画を阻害するようなことのない姿というのを実現するという方向で、この建築分科会の皆さん方の合意を得ておきたいと思うわけでございます。

以上、意見と提案ということで。

【分科会長】 ありがとうございます。事務局、何かご発言ございますか。

【事務局】 特に後半のほうのご提案については、私どもも、基準がすべて縛っていく ということがすべてではなくて、むしろ、それがマイナスの効果があるということは好ま しくないと当然考えておりますので、よく心して検討させていただきたいと思います。

【分科会長】 よろしゅうございますか。どうぞ、○○先生。

【委員】 ちょっと行政の文章の読み方が、いまだに私、よくわからないところもあるんですけれども、きょうの諮問を伺いますと、建築行政、何か結構随分大きく変わるのかなという感じもしつつ聞いておりましたが、1つは、質の高い建築物の整備云々という話で、あるいはマネジメントという言葉を使っておられるということで、既に建築基準法は警察法的な性格からかなり異質なものに変わっているわけですけれども、むしろそちらが前面に出てくるという形になって、警察といいますか、取締法的なものから、あるいは最

低基準的なものから、そうではなくて、もう少し基準の高いところに規制も含みつつ助成 も入れて、そういう総合的な行政に変わるということを宣言しているのかなというふうに もちょっと思ったというのが、これは感想的なことなんですね。

それで、どこまで本格的なところに踏み込むのかというのはちょっと読み切れませんけれども、建築行政で建築確認に手をつけるということであるとしますと、やっぱり技術の審査という大きな問題だと思うんですが、技術の審査において一番重要なことは、要するに、審査をする側の技術力というものが審査される側よりも高くなければならない、同等以上でなければならないということで、これは極めて当たり前のことなんだけれども、しかし、法律ができてから長い年月の間にだんだんそれが希薄化してしまって、結局のところ、姉歯事件のようなものが起きてしまったということだと思うので、細かい規定をつくる、つくらないという話ではなくて、仏像つくって魂を入れていたんだけど、だんだん魂が抜けてきたということがわかるので、その魂をどうやって入れ直すのかということについて、単純な行政側の人材育成とかいう話ではないと思うんですね。現代の状況の中で、どういうふうな監督の仕組みと、それからマネジメントの仕組みと、それから民間企業との関係というのをつくるのかというようなあたりがおそらく要求されている事柄であって、そういう点ですね。だから、技術の審査の一番コアはそこにあるということで、それが先祖返りではなくて、現代的な形でつくれると、スキームの設計ができるといいんじゃないかということを、ちょっと抽象的には思ったということでございます。

それから関連ですけれども、法令遵守ということが諮問の中に出てくるんですが、たまたまきょう、ちょっと本屋で立ち読みしていたら、元検事さんの書いた『「法令遵守」が日本を滅ぼす』という本がありますけれども、ここで言っている法令遵守というのはそういう意味じゃないと思うんだけれども、形式的な話ではなくて、要するに、安全な建物をつくるためのやっぱりコアの部分ですよね、倫理だったり、技術者の高い精神性みたいなものだったり、プロフェッショナルをどうやって優遇するかとか、そんなようなことを含めていいものをつくっていただくということだと思いますので、最近の法律の改正というのはかなり悪い意味での法令遵守に振れているところも実際ありまして、形式犯的になっていると。そうするとやっぱり創造的なところというのを阻害してしまうということになりますので、そこら辺は、コンプライアンスという言葉を使うかどうかは別ですけれども、その点にぜひ走らないように、いい形で仕組みをつくっていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。まことに本質を突くご指摘でございまして、十分ご発言の趣旨は生かして今後の審議を進めたいと思います。事務局、何かございますか。

【事務局】 現段階で、まず建築基準法の最低限の基準としての役割を根本から変えるというようなことは考えておりません。先生ご指摘の審査側の技術力という観点では、1つは、11年の改正のときの民間確認検査機関の導入というのは、役所側だけの技術審査では現在の技術力に対応できないということで、民間のご経験のある方も入れたような形で審査側の力もつけていこうという趣旨が1つあったということと、今回の構造適判も、構造について見切れない部分を適判という形でチェックをしていくというようなことでございますので、いろいろなご意見あると思うんですけれども、私どもとしては、そういう流れに沿った形でこれは取り組ませていただいたというふうに考えております。

それから、民間、学会等の建築基本法の提案の中には、今の基準法のありようも考え直 してということも入っておるんですが、それはそれとしてきちっとマネジメントさせてい ただくというのが2番のことでございまして、その前提で、基準法が最低限の基準である とすれば、それに世の中すべての建築が寄っかかるような形にならないような建築、社会 のあり方はどうあるべきかということを検討したいというのが1番目のほうでございます。

法令遵守につきましては、形式犯を増やすことはもちろん目的ではございませんので、 そういう形に陥らないような実効性のある基準づくり、そして運用を、このマネジメント の中でも心がけて検討してまいりたいというふうに思っております。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

それでは、きょう1時間でほかにも議題がございますので、申しわけございませんけど、 この議題、これで終わらせていただきます。最後にもし時間がございましたら、全部含め てご意見を承りたいと思います。

それでは、2番の諮問事項「中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について」、これのご説明をお願いします。

【事務局】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。着座でご説明させていただきます。

お手元に資料番号6、横に使っておりますパワーポイントの資料でございます。これに 基づきましてご説明させていただきます。2番目の諮問でございます。「中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について」でございます。 この環境、とりわけ省エネルギーなどにつきましてはこれまでもご審議をいただき、京都議定書目標達成計画の着実な実行のため、省エネルギー法の改正などをご審議いただきまして、さきの通常国会で改正をさせていただいたところでございます。後ほどまた資料でご説明いたします。

右下にページが振ってございますが、4ページをお開きください。これに向けまして政府では、低炭素社会づくり行動計画、7月29日に閣議決定をいたしまして、我が国の目標として2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量の半減を実現するため、赤字でございますが、2050年までの長期目標として、現状から60~80%の削減を行うということを閣議決定しているところでございます。

前のページにお戻りください。次に、こうした目標を達成するために、これからご議論・ご審議を賜ってまいるわけでございますけれども、住宅・建築物というものは、こうした温室効果ガスという観点からどうかと申しますと、CO2排出量全体の約3分の1が、この住宅・建築物を使うという中から出ております。この使い方につきましては、冷暖房など建て方・使い方に非常に大きく影響されるわけでございますが、住宅・建築物につきましては、一度建築されますと数十年にわたり使っていくものでございますので、きちんとつくること、そしてきちんと使うこと、両方が大切でございます。

関連いたしますデータが、右下3ページと書いてあるところをちょっとお開きいただけますでしょうか。ここにグラフが載ってございますが、一番上の赤い線が産業部門、次に運輸部門、業務その他部門、家庭部門、エネルギー転換部門と5本の線が並んでございます。下から2つ目と3つ目、業務その他部門というのが、事務所ですとか百貨店ですとか、そういった建築物を使う段階で出るものでございます。その下、家庭部門が住宅でございますが、あわせまして2006年段階で約4億トンの数字でございます。全体の数字が約12億トンでございまして、3分の1ぐらいになっておりますが、同時に、その傾向としてこの2つの分野が伸びていっているという傾向が読み取れます。この建築・住宅につい

て、先ほどの長期的な目標をにらみながらどのようにしていくかということが2番目の箱 でございます。

1ページにお戻りください。こうした $CO_2$ の問題もございますが、同時に、住宅・建築物、こうしたものを「つくっては壊す」という、資源を大量に使い、また、廃棄物をたくさん発生させると。こうした環境負荷というものができなくなる、制約される中で、環境への負荷を低減させると。社会全体としてはストック型への転換を図るということが大切な課題になっておりまして、こうした課題群に対しまして、下側にございますが、この諮問でございます。

黄色い箱の中に3つほどテーマが書いてございますが、次のページにより詳しく書いて ございますので、2ページのほうをお開きください。

第1に、住宅・建築物のライフサイクルを通じた環境対策のあり方であります。ライフサイクルと申しますのは、材料の段階から、最終的には使って、壊して、リサイクル、あるいはごみとするという全体のサイクルを眺めながら、この建築物の長期使用を前提にして、建設、使用、解体に至るライフサイクル全体でのエネルギーの効率的な利用あるいは $CO_2$ の削減等と、こういうものを総合的に環境対策としてそのあり方をご検討いただきたいというのが第1番目でございます。

第2番目、真ん中のところでございますが、住宅・建築物におけるエネルギー消費の一層の削減方策のあり方でございます。これまでも建築物の外皮と書いてございますが、壁などの断熱性や窓の断熱性などございますが、こうした断熱性あるいは給湯、照明、その他設備機器の効率性等の一層の向上、さらにこれに加えまして、太陽光など再生可能なエネルギーの活用と、こういうものによりましてエネルギー自給型のいわば「ゼロエネルギー住宅」、さらには、エネルギーを生産して他の用途にも使う「エネルギー創生住宅」等の実現に向けました技術開発、その他推進方策等についてご検討いただきたいというのが2番目でございます。

3番目に、住宅・建築物の総合的な環境性能評価の推進方策のあり方であります。住宅や建築物、これらにつきましては総合的に環境評価をいたしまして、それを見ていただく、非常に大切なことということで、CASBEEというシステムを開発し、かつ普及してきております。

ちょっと飛びますが、資料の7ページをごらんください。後ろから2枚目の紙であります。住宅・建築物の居住性(室内の環境)の向上と、それから地球環境への負荷、外部へ

の負荷などを総合的に、省エネルギーだけではなく総合的な環境として一体的に評価する システムといたしまして、そこに書いてございますが、CASBEEというシステムを2 001年来開発し、推進してきているところでございます。

もとにお戻りください。2ページでございます。これにつきましては、大変急速に使用・利用が高まっているところでございますが、1個1個の建築物というものを中心に組み立てられましたが、さらには、こうした1個の建築物から複数の建築物の固まり、あるいは地域といった広がりを視野に入れた評価方法への転換、あるいは、こうした評価方法を使えるということを前提にした、この評価を軸にした活用による環境対策の一層の推進と、こうしたものについてご審議をいただきたいということでございます。

もう一度、先ほどのCASBEEの紙、一番最後の紙でございます。8ページ、ちょっとごらんください。現在開発しておりますCASBEEにつきましても、その評価方法につきまして、各政令指定都市を中心として条例による届けの義務づけや、上の箱でございますが、真ん中にございますように、例えば川崎市などではマンション広告への評価結果表示の義務づけ、あるいは、箱にさらにもう1つ箱がございますけれども、横浜銀行や住友信託銀行のような金融において、このCASBEEの成績、環境性能がいいものについての金利の優遇などが既に市場において取り組まれているところでございまして、こうしたものも参考にしながら、こういう評価方法を軸にした推進方策などについてもご議論を賜りたいということでございます。

ページが飛んで恐縮でございますが、5ページ、6ページに現在進めております法律改 正あるいは要求をさせていただく税、予算のことが書いてございます。

5ページは、皆様のご審議を経まして、さきの通常国会で改正していただきました省エネルギー法のうち住宅・建築部分でございますけれども、1番のところでございます。大規模な建築物について、これまで届出であったものにつきまして罰則も加えるいわば義務的なものへ、さらに、届出についても中規模なもの、300平米以上と、今、大幅に拡大するとともに、建売住宅、いわばトップランナー方式と言われているクーラーなどに使われておった方式ですが、そうしたものを導入した性能の向上、さらに性能の表示といったグループを加えることによりまして、一層の推進を図っていく準備を整えているところでございます。

また、2番、3番にございますように、予算面でのモデル事業の展開あるいは省エネ改修に係る税制の創設をしていただいているところでございますが、次のページ、6ページ

にございますように、さらに21年度に向けましては、上のほうに2つほど書いてございますが、長期優良住宅についての法律の早期成立をお願いするとともに、省エネ法を的確に実行し、また、税制、予算につきまして、それぞれ改正あるいは拡充をお願いするということで現在進めているところでございます。

以上、いろいろなことを申し上げましたが、中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策につきましてご審議をよろしくお願い申し上げます。

【分科会長】 はい、ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問事項「中長期的視点に立った」議題でございます。これに関しまして、ご意見、ご質問ございましたら、発言をお願いします。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 どうもありがとうございます。今、ご説明を伺いまして、これから2050年、CO₂60%~80%という、この国が抱えている課題を解決する目標をほんとうに対策をとっていくときに、単体の建物だけではなくて、地域全体が一緒にきちんとした計画を立てていくということがほんとうに大事だなというふうに思っております。それで、2ページの細かい環境対策のあり方というところを拝見しながら思ったんですけれども、やはり最初のところは、長期使用とか、ほんとうに3Rの徹底であり、なおかつ、最後に解体するという将来のことも考えた素材選びとか、いろんなことがあると思うんですが、この2番目のエネルギーのところ、これは1つの建物がエネルギーを考える、その建物のエネルギーを供給できるぐらいのことを考えるということが大変重要ですが、それだけではなくて、やはりそうなると地域全体で考えるということになってきますので、大規模ビル群とか先ほどのお話の地域とか、全体が統合したようなところで考えていくということがほんとうに大事だと思っています。そのときに、やはり建物とかエネルギーだけではなく、緑地のこと、水のこと、風のこととか、そういう全体像で評価していくということが大事だと思っております。

なお、そういうことを、例えばCASBEEや何かをきちんと活用して、行政が地域社会全体でどのくらいの $CO_2$ 削減を目指せるのかということが数字できちんと出てくる、やはりそういうふうになってくれば、今後の地域間カーボンオフセットとか国内排出量取引でその地域の環境価値を上げていくということがかなり方向性として明確に出てきていますので、そういうことが、きちんと定量化してみんながわかり合えるような、そういうような明確な形で発展していくのが大変重要かなというふうに思っています。ですから、こういうようなところですね、今あるものをより定量化しやすく、一般市民や自治体など

もわかりやすく広げていくことが大変重要かなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 的確なご指摘ありがとうございます。事務局、ご発言ございますか。

【事務局】 まさに今のご指摘のとおりでございます。タイトルを3つには切っておりますけれども、それぞれの主軸から見ておりまして、わかりやすく表示するということをまず基本に置きながら、いろいろな方策によって、エネルギーのみならず、あらゆる環境について見ていくということについてご検討をいただければというふうに考えているところでございます。とりわけ広がりのところにつきましては、2ページのところに「街区や、より広範な地域をも視野に入れ」と書いているところは、まさに今、委員のおっしゃったとおり、1個1個の建築物のみならず複数、さらには街区、もっと大きな広がりという中で、そこで活動される方の理解、わかりやすさも含めてご議論を賜れればとお願い申し上げる次第です。

【分科会長】 どうぞ、○○委員。

【委員】 今、いみじくも街区とか集合・複合、複数の建築物を対象とするという議論が出ましたけれども、基準法そのものは敷地単位の考え方でつくられています。集団規定といいながらも、それもやはり敷地単位のものでしかないし、今、いろんな許可とかそういう考え方も全部敷地単位なんですね。その結果、集合的なところの評価がなかなか敷地単位の仕組みにつながらないというか、建築行政の中でほとんど受け入れられないような状況が見られます。そういったことを今回変えていこうという発想があるのかどうかということが1点。

それから、建築物の評価を地域とか集合でと言ったとしても、基準が敷地単位である限り、複合日影のようなことが、いろんな場所ですね、起こり得るというのが建築基準法の敷地原則にはあるように思うんですけれども、そういったところの考え方の変更も含めて、あるいは都市計画との連携も含めて整理していくというお考えなんでしょうか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 まず、お答えの前に事実だけ一言申し上げておきますと、省エネルギー法の中で既に2,000平米以上の建築物について届出がございますが、これ、省エネルギー法でございますけれども、複数の建築物が一体になって届出をするということは既にできるようにさせていただいております。そうした上で、どうしたものは敷地を単位にし、どうしたものは連携するといいのかどうかというあたりもご議論いただくべきことかと思っ

ておりますが、モデル的な取り組みの中では、複数の敷地や再開発の街区の中でエネルギーをやりとりするなどにより、より効率的なエネルギー利用ができるというような実証的なモデルとか現場もございますので、どのような形にしていけば一番いいのかということも含めましてご議論を進めていっていただければと考えております。

【委員】 それは運用的な意味では理解できるんですが、最初の諮問の中の安全の部分につきましても、やはりこれは敷地を超えた評価というものが非常に重要になってくる部分がありまして、それとも連動した意味で、全体としての大きな枠組みとして基準法において、建築物群の評価と敷地単位の基準をどう考えるかということでの意味を含めてご質問したことです。すみません。

【分科会長】 じゃあ、事務局、お願いします。

【事務局】 基準法の最低限の基準を適用するときに一番基本となるので、敷地単位を使わざるを得ないという面は今後とも残ると思います。ただし、先ほどの3つ目のテーマで大規模な複合建築物群というとらえ方をしたのは、おそらくその中では完結しない話を取り扱うということでございますので、基準法の枠組みに必ずしもよらずに、実効性のある方策を検討してまいりたいと思います。すべてが基準法で片がつくというふうに考えているわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 一言補足させていただきますと、CASBEEの評価制度、もともとは建物とか住宅でございますが、既にCASBEE、まちづくりという街区をしたものができておりまして、今、それをさらに広げたらどうかというようなことも、2ページの「より広範な地域をも」あたりには、先ほど○○委員も指摘したようなことは大変必要だろうというふうに思っております。ご指摘ありがとうございます。

○○委員。

【委員】 今の議論を伺いながら諮問を見ると、諮問文の最後に「個人の生活から都市の活動までを」……。

【分科会長】 資料何番ですか。

【委員】 失礼しました。資料の3番ですね。資料3番、今、議題になっております「環境対策のあり方」についての諮問文の2ページ、諮問理由と書いてあるところの最後の段落ですけれども、「個人の生活から都市の活動までを視野に入れた中長期的視点に立った環境対策のあり方について検討する」と書いておられるというか、書いてくださっておりますので、きょうご説明いただいたことに加えて、実務的に特に隣地間の熱融通とかをす

るときに、実務者はかなりいろんなところでトライアルをしているんですけれども、現実の運用では確かに苦戦されている点等々もありますので、そういったことも実践的に考えた場合に、制度的な整理をどうしたらいいかとか、あるいは近い将来、もうプラグイン化なども現実的にしてきておりますので、それについてがまた法案がどうこうということでややこしくなってはいけませんので、やはりそれも視野に入れるとかいうあたりも、今の諮問文等々を見て、可能ならば検討、今回、頭出しぐらいはしておいたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、提案させていただきたいと思います。

【分科会長】 はい、ありがとうございました。

どうぞ。

【事務局】 ○○さんがおっしゃるとおりでございまして、この建築分科会でございます。建築という視座・視点から物を見ていただくというのが中心にございますが、その見る領域としては、個人の生活から都市における活動という領域まで、今回、中長期的にかなり大幅な対策が必要であろうという中でのご検討でございますので、あんまり先入観的領域を持たずに、いろんなご意見を賜りながら実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。いずれにしても、事務局から、あまり建築基準法の枠にこだわらないという大変前向きなご発言をいただきまして、委員の皆さん、ご納得いただけたんじゃないかと思います。

この辺でよろしゅうございますでしょうか。大変申しわけございませんけど、幾つかま だ議題が残っておりますので、先に進ませていただきたいと思います。

それでは、次の議題でございます。次の議題は、建築環境部会の設置でございます。部会の設置につきましては、社会資本整備審議会令第7条第1項の規定によりますと、当分科会の議決によりまして部会を置くことができることになっております。

ここで、部会の設置についてお諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ○○よりご説明させていただきます。

資料7をごらんください。縦使いの紙でございます。タイトルに「建築環境部会の設置 について(案)」と書いてございます。

1、まず設置の趣旨でございますが、これまで諮問あるいはご議論いただいた中身が前 段書いてございます。2050年での60~80%の温室効果ガスの削減。また、中段に は、環境制約の高まりの中での循環型社会への転換が求められていると。こうしたことか ら、ただいま、国土交通大臣から当審議会に対しまして、「中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について」諮問をさせていただいたところでございますが、下の3行でございます。この諮問を受けまして、具体的かつ専門的に調査審議を行っていただくために、建築分科会に建築環境部会を設置していただきたいということでございます。なお、この建築環境部会の設置に伴いまして、これまでございました住宅・建築物省エネルギー部会、これは廃止していただきたいということでございます。

2のところに書いてございますが、この調査審議事項、この諮問を受けて、先ほど来繰り返しておりますが、中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について調査審議をこの部会でお願いしたいということでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明でございます、当分科会に建築環境部会を設置すると同時に、 従来の住宅・建築物省エネルギー部会を廃止するという案でございます。いかがでござい ましょうか。

(「よろしいです」の声あり)

【分科会長】 それでは、ご異議ないようでございますので、こういう方向で進めさせていただきます。当分科会に建築環境部会を設置することとさせていただきます。

なお、委員の所属についてでございますが、やはり社会資本整備審議会令第7条第3項 の規定によりますと、分科会長が指名することになっております。

ここで、建築環境部会の所属委員を指名させていただきたいと思います。配付資料7の 建築環境部会委員の名簿(案)のように指名させていただきますので、よろしくご了解を お願いします。2枚目でございますね、資料7の。よろしくお願いします。

それから、会議の冒頭、事務局からご紹介がございましたが、新たに臨時委員にお願いした先生が2人ございます。1人が〇〇委員、もう1人が〇〇委員でございまして、〇〇委員にはアスベスト対策部会に、〇〇委員には基本制度部会にそれぞれ所属していただくよう指名しますので、よろしくお願いします。〇〇先生、よろしくお願いします。〇

それでは、その他の報告につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】 〇〇でございます。

資料8に基づきまして、建築物のアスベスト対策について簡単にご報告をさせていただきます。

建築物のアスベスト対策につきましては、本建築分科会のもとに既にアスベスト対策部会が設置されておりまして、これまでいろいろな建議等をちょうだいしてきたところでございますけれども、今般、新たな問題・課題が生じておりまして、この後、引き続き行いますアスベスト対策部会におきまして、それらに対するご議論を再び始めていただきたいと考えております。

資料でございますけれども、アスベスト問題につきましては、いわゆるクボタショックを受けまして、平成17年12月にアスベスト問題に関する関係閣僚会合で総合対策が打ち出されまして、本審議会の関係といたしましても、同じ17年12月にアスベスト対策部会のほうで「建築物における今後のアスベスト対策について」という建議をおまとめいただきました。これを受けまして政府側におきましても、建築基準法の改正によりまして、吹付けアスベスト等の使用を規制することにより、増改築の際に飛散防止のための改修を徹底する等の措置を講じられたわけでございますけれども、今般、新たな課題が生じてございます。

1つは、平成19年12月に総務省からアスベスト対策に関する勧告ということで、幾つか建築にかかわる重要な問題をご指摘していただいております。特に、これまで、民間建築物のアスベストの除去ということにつきまして膨大な数に上ることから、1,000平米以上の民間建築物について調査を進めてきたところでございますが、1,000平米未満の民間建築物につきましても、的確かつ効率的な把握方法を検討すること等のご指摘がございました。それから、この勧告とはまた別に、本年1月に、これは報道等でございますけれども、従来、国内では使用されていないとされてきたアスベストの一種であるトレモライト等の使用が存在するということが明らかになりまして、こういったことを受けまして、今般、アスベスト対策部会を再び本日開催させていただきまして、そこでご議論をいただきまして、21年1月以降に中間取りまとめを行う方向でご検討を再開していただきたいというふうに考えてございます。

ご報告は以上でございます。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。これは報告事項ですね。ということでございます。

これで一通り予定しております審議と報告は終わりましたが、特に委員の皆さんから何かご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ちょうど予定の時刻になっておりますので、これをもちましてきょうの審議

会を終了したいと思います。大変長時間にわたって熱心なご審議ありがとうございました。 事務局のほうから連絡がございましたら、お願いします。

【事務局】 事務局からご案内申し上げます。16時15分、15分後でございますけれども、この会場におきましてアスベスト部会を引き続き開催したいと思います。アスベスト部会所属の委員の皆様は引き続きよろしくお願い申し上げます。座席は基本的に今お座りになっているままでございますので、準備が整うまでお待ちいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

— 了 —